

とよだ保育園民営化に係る事業者選考委員会設置要領

平成28年2月15日制定

(設置)

第1条 とよだ保育園民営化にあたり、移管先の保育園運営事業者を公正かつ適正に選定することを目的として、とよだ保育園民営化に係る事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事業者公募要領に関すること。
- (2) 事業者の選定基準の策定に関すること。
- (3) 事業者の選定審査に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる選任区分により選任された者をもって組織する。

- (1) とよだ保育園保護者代表 2名以内
- (2) 保育に関する学識経験を有する者 1名
- (3) 民生児童委員代表 1名
- (4) 公立保育園園長代表 1名
- (5) 子ども部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事業者の選定審査報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ

ろによる。

3 委員会の会議は、公開しない。ただし、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングのみ公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が会議に出席したときは、謝礼金を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども部保育課が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成28年2月15日から施行する。
- 2 この要領は、第2条に規定する報告が完了した日をもってその効力を失う。